名称:「樹脂積層体」事件
無効審判（請求成立）審決取消請求事件
知的財産高等裁判所:平成21年（行ケ）10112号　　判決日:平成22年1月28日
判決:請求認容（特許有効）
特許法２９条第２項、進歩性、引用発明の認定

［概要］
審決は、引例の化合物（の官能基）を上位概念化して認定した点において、引用発明の認定の誤りがあり、その結果として相違点の想到容易性の判断を誤ったものであるとして、進歩性欠如による無効審決が取消された事例

［特許請求の範囲］
【請求項１】
ポリアミド系樹脂からなる層（Ａ）と，前記層（Ａ）と積層されている含フッ素エチレン性重合体からなる層（Ｂ）とを有する樹脂積層体であって，
前記ポリアミド系樹脂は，ナイロン６，…，これらのブレンド物からなる群から選択された少なくとも１種であり，アミン価が２３～６０当量／１０ｇ，酸価が４０当量／１０ｇ以下のものであり，
前記含フッ素エチレン性重合体は，カルボニル基を有する含フッ素エチレン性重合体であることを特徴とする樹脂積層体。

［争点］
・引用発明の認定の誤り（取消事由１の１）
・相違点の想到容易性の判断の誤り（取消事由１の２

［裁判所の判断］
以下のように、引用例に開示されている「カーボネート基及びカルボン酸ハライド基」を上位概念化して「カルボニル基」と認定し、これを甲６の３（副引例）の線状交互ポリケトンポリマーにおけるカルボニル基（ケト基）と共通であるとした点において、想到容易性の判断に誤りがあるとして審決を取り消した。

（取消事由１の１について）
引用例は、含フッ素エチレン性重合体のカルボニル基含有官能基については，カルボニル基含有官能基がカーボネート基及び／又はカルボン酸ハライド基を意味するものとされ，カーボネート基及びカルボン酸ハライド基以外のカルボニル基についての記載はない。引用例において，「カルボニル基含有官能基」との文言が用いられているとしても，これを引用例の記載に即して検討すれば，含フッ素エチレン性重合体の官能基として，カーボネート基及びカルボン酸ハライド基のみが開示されているにすぎず，それ以外のカルボニル基含有官能基についての開示はない。
したがって，甲１発明Ａのカーボネート基及びカルボン酸ハライド基について，その上位概念である「カルボニル基」と認定した審決の認定に誤りがある。

（取消事由１の２について）
引用例（甲１）には，ポリアミドについて，発明の対象となった含フッ素エチレン性重合体と接着性のよい既存のポリアミド材料を選択するという視点からの記載がされているだけであり，ポリアミドの側の特定の官能基又は極性基に注目し，アミン価，酸価を調整して，含フッ素接着性材料との接着力を増加させることについての記載はない。
したがって，当業者が引用例の記載を見たとしても，フッ素性接着材料との接着性のよい材料としてポリアミドを認識し，そのポリアミドの中からより接着力の強い材料を選択することにつ

いての示唆を与えられることはあるとしても，そこから，ポリアミドの官能基又は極性基に着目し，アミン価，酸価を調整することにより接着性を向上させるということについてまで示唆を与えられるということはできない。

そうすると，甲６の３発明に過剰なアミノ末端基を有するポリアミドについての記載があるとしても，そこから，直ちに反応している官能基をアミノ基として特定できるわけではないし，また，これをポリアミドの官能基又は極性基に着目することのない甲１発明Ａのポリアミドに適用することは困難である。

甲６の３の線状交互ポリケトンポリマーの側からみても，同ポリマーのいかなる官能基又は極性基が反応しているかは，甲６の３の記載からは必ずしも明らかでなく，その官能基又は極性基が甲１発明Ａのカーボネート基あるいはカルボン酸ハライド基と技術的な共通性をもつものであると認めることはできない。

したがって，甲１発明Ａに甲６の３発明を容易に適用することはできず，当業者が，甲１発明Ａに甲６の３発明を適用して，特許発明１を容易に想到できるとした審決の判断は誤りである。

［コメント］

フッ素エチレン性重合体のカルボニル基とポリアミドの末端アミンの反応により接着性が向上するとの本件特許の効果は化学的な観点では自明であるようにも思われる。

一方で、副引例はポリケトンとポリアミドの接着性に関するものであり、ここから「カルボニル基」との共通点を見出して、本願の構成に結びつけるとの審決の判断手法は強引であり、後知恵感が否めない。裁判所の判断は妥当であるように思われる。